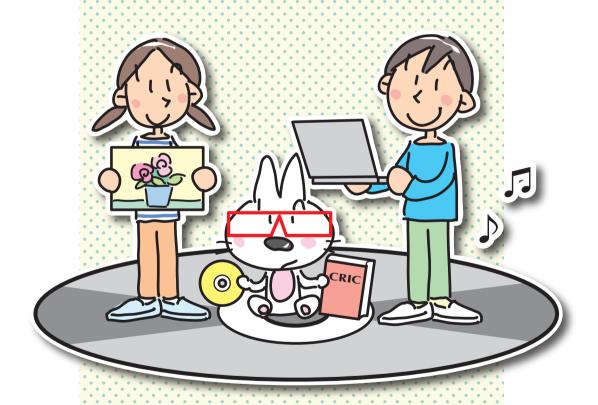
はじめての 著作権講座

著作権って何?



公益社団法人著作権情報センター

もくじ

1 . 著作権って何?	1
2. 著作物にはどんな種類がある?	
3 . 著作者にはどんな権利がある? Q&A「著作権を得るためには、何か手続きが必要ですか?」など	
4. 著作権の保護期間はどれだけ?	
5 . 著作隣接権とは?	
6. 外国の著作物の保護は?	
7. 著作物の正しい使い方は?	
8 . 著作物が自由に使える場合は?	··24 ··27
9. 著作物を無断で使うと?	·31 ·32

1

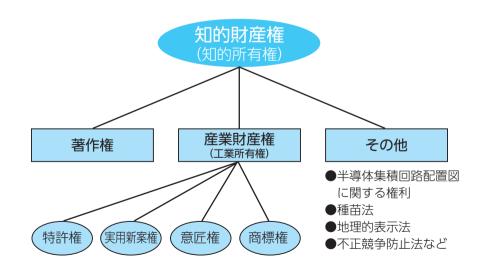
1 著作権って何?

-身近なルール。もっと知って、大切に-

知的な創作活動によって何かを作り出した人に付与される知的財産権(知的所有権)は特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権(工業所有権)」と「その他」、そして、文化的な創作物を保護の対象とする「<u>著作権</u>」に分けることができます。「著作権」は、<u>著作権法</u>という法律で保護されています。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といいます。また、それを創作した人が著作者です。

産業財産権(工業所有権)等は、登録しなければ権利が発生しません。これに対して著作権は、権利を得るための手続きを何ら必要としません。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生(無方式主義)し、以後、原則として著作者の死後70年まで保護されます。

著作権に対する理解と保護の度合いは、その国の文化のバロメーターといわれています。それだけに、著作権とは何か、なぜ大切なのかをもっと知ることが必要です。



2 著作物にはどんな種類がある?

-子どもの絵も立派な著作物-

著作物を類別し、わかりやすく例示すると右ページの表のようになります。この場合、上手下手で権利が発生したり、しなかったりということはありません。人のマネでなく、その人の思想や感情が創作的に表現されていれば、たとえ3歳の子どもの絵も小学1年生の作文も立派な著作物なのです。

参考条文…著作権法第2条第1項第1号



言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振 り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など (美術工芸品 も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物 (設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビドラマ、ネット配信動画、ビデオソフト、ゲームソフト、コマーシャルフィルムなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

このほかに次のような著作物もあります。

二次的著作物	上表の著作物(原著作物)を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し創作したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

なお、次にあげるものは著作物であっても、著作権がありません。

- ① 憲法そのほかの法令(地方公共団体の条例、規則も含む)
- ② 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①から③の翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

参考条文…著作権法第10条~第13条

アイデアは著作物ですか?

A

著作物とは他人が知ることができるように外部に表現されたものをいいます。ですから、アイデア自体は著作物ではありません。ただし、アイデアを解説した解説書は著作物となります。

標語、キャッチフレーズ、題名などは著作物になりますか?

A

標語、キャッチフレーズのようなものが著作物として保護されるかどうかは、一概にいえませんが、通常は保護されないと考えられます。もちろん、一口に標語、キャッチフレーズといっても、その内容は様々で中には著作物といえるものもあります。著作物かどうかは、標語、キャッチフレーズといった表現形式によって決まるものではありません。同じような観点から著作物の題名も通常は保護されません。

名画の複製写真も写真の著作物として保護されますか?

A

たとえばピカソの絵を写真複製しても、その写真について新たな著作権は発生しないと考えられます。機械のメカニズムを利用して被写体を忠実に再製することだけを目的とする絵の複製写真は、そこに新たな創作性がなく、著作物とは認めがたいからです。もっとも、ピカソの絵の複製写真の利用には、著作者であるピカソの著作権が働くことに注意する必要があります。

なお、彫刻を写した写真については、立体的なものを平面的なものにどう表現するかという点に創作性が認められる場合が多いことから、多くは著作物といえます。

Q

民話、伝説などを「聞き書き」したものも著作物ですか?

A 民話、伝説など地域に伝承される話の大筋はそのままで、枝葉において多少の修正増減を加えただけのような場合は、そこに創作性は認められず、新たな著作物ではありません。一方、民話、伝説などの骨子を基にストーリー性、表現を加えて小説や物語などを書いた場合は、そこに創作性が認められるので新たればない。

現を加えて小説や物語などを書いた場合は、そこに創作性が認められるので新たな著作物になります。しかし、修正増減を加えただけなのか、それとも新たな創作性が認められるものであるかは、個々の事例に従って判断するしかありません。

Q

共同著作物とは何ですか?

A

2人以上の人が共同して作った著作物で、各人の著作した部分を分離して個別に利用できないもののことをいいます。したがって、著作権の行使にあたっては、共同著作物の著作者全員が共同して行うことになります。

参考条文…著作権法第2条第1項第12号



3

3 著作者にはどんな権利がある?

- 人格的な権利と財産的な権利の二つ-

著作者の権利は、人格的な利益を保護する<u>著作者人格権</u>と財産的な利益を保護する著作権(財産権)の二つに分かれます。

著作者人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりする ことはできません(一身専属性)。この権利は著作者の死亡によって原則的には消滅 しますが、著作者の死後も一定の範囲で守られることになっています。

一方、財産的な意味の著作権は、その一部又は全部を譲渡したり相続したりできます。ですから、そうした場合の権利者(著作権者)は著作者ではなく、著作権を譲り受けたり、相続したりした人ということになります。

参考条文…著作権法第17条、第59条~第61条

著作者とは	
著作者	著作物を創作する者をいう。 共同著作物については、共同で創作に寄与した者全員が一 つの著作物の著作者となる。
法人著作 (職務著作)	次の五つの要件をすべて(プログラムの著作物については(4)を満たさなくともよい)満たす場合には、法人等が著作者となる。(1)法人等の発意に基づき作成されるもの(2)法人等の業務に従事する者により作成されるもの(3)法人等の従業者の職務上作成されるもの(4)法人等の著作名義の下に公表するもの(5)法人内部の契約、勤務規則等に、別段の定めがないこと

参考条文…著作権法第2条第1項第2号、同項第12号、第15条

著作者の権利

著作者人格権

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するか しないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表す るかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを決めることができる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改 変されない権利

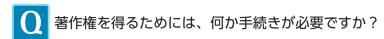
参考条文…著作権法第18条~第20条

著作権 (財産権)

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする(上演、演奏の録音物を再生することを含む)権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権・公の 伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利 *自動公衆送信とは、サーバなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスに応じ自動的に送信することをいう。また、そのサーバに蓄積された段階を送信可能化という。
□述権	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える(口 述の録音物を再生することを含む)権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真の著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等する権利(二次的著作物を創作する権利)
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用(上記の 各権利に係る行為)することについて、二次的著作物の著 作権者が持つものと同じ権利

参考条文…著作権法第21条~第28条

3



A 著作権は、著作者が著作物を創作したときに自動的に発生します。 したがって、権利を得るためにどんな手続きも必要ありません(無方式主 義)。

参考条文…著作権法第17条第2項

他人の著作物を使う場合、どのような場合であっても修正を加えてはいけない のですか?

本 著作者には同一性保持権があり、著作者の同意なしには著作物に修正を加えることは許されません。ただし、著作権法では、教科書に掲載するために用字・用語を変えることや建築物を改築・改修すること、プログラムを利用上の必要に応じて変更することなど著作物の性質、利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる場合の修正は許されるとしています。

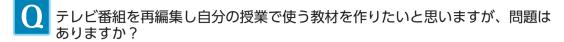
参考条文…著作権法第20条第2項

原稿の買取りは著作権の譲渡になりますか?

翻訳物を使う場合に原作者の権利も働くのですか?

A 翻訳物などの二次的著作物の利用については、原作者の権利も働きます。例 えば、翻訳物を出版する場合には、翻訳者の許諾だけでなく、原作者の許諾も 必要になります。

参考条文…著作権法第28条



A 学校そのほかの教育機関においては、教師は授業に使うために著作物を複製することができます (25ページ参照)。しかし、このような場合であっても、著作物の内容を勝手に改変するなどして利用することは、著作者の同一性保持権を侵害する場合がありますので注意が必要です。

共同著作物の著作権は誰が持っているのですか?

A 共同著作物の著作権は、その著作者全員が共有することになります。ただし、 その行使は、原則として著作者全員の合意に基づき行わなければなりません。 なお、映画の著作物の著作権は、著作者である監督等が共有するのではなく、 法律の定めによって映画製作者(映画会社)に帰属します。

参考条文…著作権法第29条第1項、第65条

自分のホームページに、有名な画家の絵をアップロードすることは問題がありますか?

A 著作物をホームページにアップロードする行為は、公衆からその著作物をアクセス可能(送信可能化)にするとともに、アクセスがあれば実際に著作物の送信を行うことをいいますが、この場合、公衆送信権が働くこととなりますので、事前に著作権者の許諾を得る必要があります。

なお、この公衆送信権は、送信の有無にかかわらず、送信可能化になった時 点で権利が働きますので注意が必要です。

参考条文…著作権法第23条第1項



4 著作権の保護期間はどれだけ?

- 著作者の死後70年までが原則-

著作権の原則的保護期間は、<u>著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後70</u>年までです。

2018年12月30日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が我が国において効力が生じ、原則的保護期間がそれまでの50年から70年になりました。

著作物の種類	保護期間
実名 (周知の変名を 含む) の著作物	死後70年
無名・変名の著作物	公表後70年 (死後70年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)
映画の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

※死後、公表後、創作後の期間の計算は、期間計算を簡便にするため、死亡、公表、創作の翌年の1月1日から起算されます。なお、保護期間中でもその著作権者の相続人がいないときは著作権は消滅します。

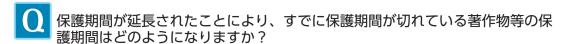
参考条文…著作権法第51条~第58条



手塚治虫さんの作品はいつまで保護されますか?



手塚治虫さんは1989年に亡くなられました。手塚治虫という名前はペンネームですが、周知の変名であるため、作品は死後70年まで保護されます。つまり、1990年1月1日から起算して2059年12月末日までが保護期間です。



A 著作権法においては、一度保護が切れた著作物等については、その保護を後になって復活させるという措置は採らないという原則があるため、改正法の施行日である2018年12月30日の前日において著作権等が消滅していない著作物等についてのみ保護期間が延長されます(TPP整備法附則第7条)。したがって、すでに保護期間が切れているものについては、遡って保護期間が延長されるわけではありません。

団体名義の著作物とはどういうものですか?

A 著作者が個人か法人かにかかわらず、法人などの団体の著作名義で公表された著作物のことです。また、その保護期間は公表後70年までです。

参考条文…著作権法第53条

| 共同著作物の保護期間はどのように計算するのですか?

A

その著作物の著作者の中で最後に死亡した人の死亡時を基準に計算します。

参考条文…著作権法第51条第2項

著作権の原則的保護期間が死後70年ではない国はどこですか?

A

主な国は、下表のとおりです。

死後100年	メキシコ
死後80年	コロンビア
死後60年	インド、ベネズエラ
死後50年	中国、インドネシア、カンボジア、パキスタン、マレーシア、イラク、アラブ首長国連邦、アルジェリア、エジプト、サウジアラビア、オマーン、カメルーン
死後30年	イラン

5 著作隣接権とは?

- 実演家などに認められた権利-

著作物の創作者ではありませんが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実 演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利が<u>著作隣接</u> 権です。それぞれ表のような権利を持っています。

参考条文…著作権法第89条

著作隣接権

実演家の権利

実演家人格権	氏名表示権	自分の実演に実演家の名を付すかどうか、付す場合に名義 をどうするかを決定する権利
人格権	同一性保持権	自分の実演について実演家の名誉や声望を害する改変をされない権利
	録音権・録画権	自分の実演を録音・録画する権利
	放送権・有線放送権	自分の実演を放送・有線放送する権利
	送信可能化権	自分の実演を端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送 信し得る状態に置く権利
著作隣接権	譲渡権	自分の実演の録音物又は録画物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
接権	貸与権	商業用レコード(市販用のCDなどのこと)を貸与する権利(最初に販売された日から1年に限る)
	放送の二次使用料を 受ける権利	商業用レコードが放送や有線放送で使用された場合の使用料(二次使用料)を、放送事業者や有線放送事業者から受ける権利
	貸レコードについて 報酬を受ける権利	1年を経過した商業用レコードが貸与された場合に、貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後69年間)

参考条文…著作権法第90条の2~第95条の3

レコード製作者の権利

	複製権	レコードを複製する権利
	送信可能化権	レコードを端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信 し得る状態に置く権利
著作	譲渡権	レコードの複製物を公衆へ譲渡する権利(一旦適法に譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
著作隣接権	貸与権	商業用レコードを貸与する権利(最初に販売された日から 1年に限る)
11	放送の二次使用料を 受ける権利	商業用レコードが放送や有線放送で使用された場合の使用料(二次使用料)を、放送事業者や有線放送事業者から受ける権利
	貸レコードについて 報酬を受ける権利	1年を経過した商業用レコードが貸与された場合に、貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後69年間)

参考条文…著作権法第96条~第97条の3

放送及び有線放送事業者の権利

_			
著作隣接権		複製権	放送及び有線放送を録音・録画及び写真的方法により複製 する権利
	著	再放送権・有線放送 権	放送及び有線放送を受信して再放送したり、有線放送した り再有線放送する権利
	作隣接権	送信可能化権	放送及び有線放送又はこれを受信して行う有線放送や再有線放送を受信して、端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
		テレビジョン放送の 伝達権	テレビジョン放送を受信して画面を拡大する特別装置(超 大型テレビやビル壁面のディスプレイ装置など)で、公に 伝達する権利

参考条文…著作権法第98条~第100条の5

著作隣接権の保護期間

実演	実演が行われたときから70年
レコード	音源の発行(CD発売等)が行われたときから70年
放送及び有線放送	放送又は有線放送が行われたときから50年

^{※70}年以内に発行されなければ音の固定(録音)後70年とする。

参考条文…著作権法第101条

Q

著作隣接権にも著作者人格権に当たるものがありますか?

A

実演家には、その実演について無断で「名誉・声望を害する改変をされない 権利 (同一性保持権)」と「名前の表示を求める権利 (氏名表示権)」がありま す。

なお、「WIPO実演・レコード条約」でも、実演家の人格権を認めることと されています。

参考条文…著作権法第90条の2、第90条の3

Q

商業用レコードの二次使用料を受ける権利の管理はどのように行われていますか?

A

著作権法では、商業用レコードが放送又は有線放送で利用された場合、二次 使用料を受ける権利を実演家及びレコード製作者に認めています。

その権利行使は一定の要件を備えた指定団体がある場合は、その団体によってのみ、行使されることになっています。

現在、実演家の権利については公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)が、レコード製作者の権利については一般社団法人日本レコード協会が、それぞれ指定団体となっています。二次使用料は、指定団体と放送事業者などとの間の協議によって定められ、徴収された使用料は一定のルールに従い、権利者に分配されています。

参考条文…著作権法第95条、第97条

E Y W O

R

D

K 実演家………… 俳優、舞踊家、歌手、演奏家、指揮者、演出家など実演を

行う者。アクロバットや奇術を演じる人も含みます。

Y レコード製作者…… レコードに固定されている音を最初に固定した者。

W 放送事業者··········· 放送を業として行う者。NHK、民間放送各社、放送大学

学園などが該当します。

有線放送事業者…… 有線放送を業として行う者。CATV、有線音楽放送事業者

などが該当します。

Q

ワンチャンス主義とは何ですか?

A

俳優等の実演家は、自分の実演を劇場用映画に録音・録画することを許諾すると、例えばその映画がDVDやブルーレイ化される際や、テレビで放送される際には権利主張することができないこととなっています。

このように、実演家が権利主張する機会が、劇場用映画に録音・録画する機会の1回だけに限られており、その実演のその後の利用の際には権利主張できないことを「ワンチャンス主義」と呼んでいます。

ただし、映画から音楽部分のみを取り出してサントラ盤のCDを作成する場合などは、映画そのものの利用ではなく別の利用になるため、音楽に係る実演家の許諾が必要になります。

参考条文…著作権法第91条第2項、第92条第2項

Q

美容院を開業します。有線放送を利用するのではなく、CDをそのまま編集せずBGMとして利用したいと考えています。音楽を作った人の権利をクリアするために、作詞家・作曲家等の著作権はまとめてJASRAC(日本音楽著作権協会)に手続きをすればいいと聞きましたが、レコード製作者の権利は個々のレコード会社に手続きをしなければならないのですか?

A

レコード製作者の手続きは、不要です。

現在の日本の法律では、レコード製作者が有する著作隣接権の中に、演奏権 はありません。実演家も同様ですので、不要です。

広義の演奏権として、放送の二次使用料を受ける権利は認められていますが、 狭義の演奏権である、ホテルのロビーや美容院などで公に演奏する権利は認め られていません。

諸外国では、これら著作隣接権者に演奏権を認めている国がありますが、日本では法律改正が必要です。



6 外国の著作物の保護は?

- 著作権に国境はありません-

著作物は、国境を越えて利用されるため、世界各国は、条約を結んで、お互いに著作物や実演・レコード・放送などを保護し合っています。このような国際的な保護は、著作権は「ベルヌ条約」と「万国著作権条約」、著作隣接権は「実演家等保護条約」と「レコード保護条約」などによって行われています。我が国はいずれの条約にも加入しており、世界の大半の国と保護関係があります。

著作権・著作隣接権関係条約 (2019年 5 月現在)				
	ベルヌ条約	万国著作権条約		
創設年度	1886年 (我が国の加入年、1899年)	1952年(我が国の加入年、1956年)		
加入国数	177	100		
正式名称 文学的及び美術的著作物の保護に関するベル 万国著作権条約 ヌ条約		万国著作権条約		
特色	内国民待遇	内国民待遇		
	無方式主義	無方式主義国の著作物であっても©表示に よって方式主義国でも保護		
	遡及	不遡及		
	条約上保護すべき著作物=同盟国の国民の著作物及び同盟国で最初に発行された著作物	条約上保護すべき著作物=締約国の国民の著作物及び締約国で最初に発行された著作物		
	最低保護期間=死後50年	最低保護期間=死後25年		
	実演家等保護条約	レコード保護条約		
創設年度	1961年 (我が国の加入年、1989年)	1971年(我が国の加入年、1978年)		
加入国数	93	80		
正式名称	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護 に関する国際条約	許諾を得ないレコードの複製からのレコード 製作者の保護に関する条約		

1994年には、WTO(世界貿易機関)設立協定が成立し、1995年1月1日から発効していますが、この附属書として、著作権を含む「TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)」が添付されています。この協定は、著作権、特許、商標等の知的所有権の国際的保護のための規範や確保のための手段などを規定しており、著作権と著作隣接権とのいずれも対象にしています。我が国は、1994年12月に加盟していますが、2019年5月現在、加盟国は164か国になっています。

また、1996年に、WIPO(世界知的所有権機関)において、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権保護の新たな枠組みとして「WIPO著作権条約」

及び「WIPO実演・レコード条約」の2つの条約が策定されました。我が国は、「WIPO著作権条約」(2000年6月)、「WIPO実演・レコード条約」(2002年7月)に加入しています。

さらに、2013年に、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が採択され、我が国は2018年10月に加入しています。

著作権・著作隣接権関係条約 (2019年 5 月現在)				
	TRIPS協定	WIPO著作権条約		
創設年度	1994年 (我が国の加入年、1994年)	1996年(我が国の加入年、2000年)		
加入国数	164	102		
正式名称	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定	著作権に関する世界知的所有権機関条約		
特 色	(1)ベルヌ条約の規定する保護内容を遵守 (2)コンピュータ・プログラム及びデータベースの著作権による保護 (3)コンピュータ・プログラム、映画及びレコード製作者の貸与に関する権利の付与 (4)実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護	(1)コンピュータ・プログラムの保護 (2)著作物以外のもので構成される編集物・ データベースの保護 (3)譲渡権 (4)公衆への伝達権 (5)写真の著作物の保護期間の拡大(死後50年 以上) (6)コピープロテクション解除等の禁止 (7)権利管理情報の改変等の禁止		
	WIPO実演・レコード条約	マラケシュ条約		
創設年度	1996年 (我が国の加入年、2002年)	2013年(我が国の加入年、2018年)		
加入国数	102	56		
正式名称	実演及びレコードに関する世界知的所有権機 関条約	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約		
特 色	(1)実演家の人格権(生の音の実演・レコードに録音された実演) (2)実演家の生演奏に係る複製権、放送権、公衆への伝達権 (3)レコードに係る実演家・レコード製作者の経済的権利 (4)コピープロテクション解除等の禁止 (5)権利管理情報の改変等の禁止	視覚障害者および読字障害者の著作物へのアクセスを改善することを目的とする。2012年12月に開催されたWIPO総会で外交会議の開催が決定され、2013年6月にモロッコのマラケシュにおいて開催された外交会議で採択された。		

K E Y W O R D	内国民待遇 外国人の著作物を保護する場合に、自国の国民に与えている保護と同様の保護を与えること。
	無方式主義 著作権は著作物を作った時点で自動的に発生し保護されるとする原則。 我が国をはじめほとんどの国が採用。
	方式主義 著作権は登録、作品の納入、著作権表示などをしないと保護されないと する原則。
	遡及 条約発効前に創作された著作物でも、保護期間内のものであれば、条約が適用されること。
	不遡及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

外国の著作物の利用

外国の著作物を利用する場合には、それが保護期間内にあるかどうかを調べることが大切ですが、いくつかの例外があります。

①保護期間の相互主義

我が国より保護期間の短い国の著作物は、その相手国の保護期間だけ保護されます。

参考条文…著作権法第58条

②保護期間の戦時加算

平和条約において、条約関係にある連合国の国民が第2次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間を加算します。1941年12月8日から、対日平和条約発効の前日までの日数(主な国は3794日)を加算しなければなりません。

また、翻訳権の保護期間については、上記の戦時加算に、さらに6か月を追加します。

法的には、保護期間70年に加えて戦時加算分が保護されることとなります。我が国は、戦時加算義務を定めるサンフランシスコ平和条約上の権利義務を法的に変更することは現実的には困難であることも考慮し、戦時加算問題の現実的な打開に向け、TPP交渉においては、我が国が戦時加算義務を負っている国(アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア)の各政府との間で個別に文書で、

- (1)戦時加算問題への対処のため、権利管理団体と権利者との対話を奨励すること
- (2)必要に応じて、これらの対話の状況及び他の適切な措置を検討するため、政府間で協議を行うこと

を確認しています(TPPを離脱したアメリカとの間では、2018年4月に、あたらめて文書で確認しています)。また、日EU・EPA交渉においても、関係国(イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、ギリシャ)との間で同様の文書による確認を行っています。この文書によって、権利管理団体の取組及びそれを政府間で後押しすることを通じて、対象国において戦時加算分については権利行使しないという対応が期待され、問題の現実的な打開に向けた一歩となっています。

以上のほか、翻訳権などに関してもいろいろな例外がありますから、外国の著作物を利用するときは、保護期間を十分に調べる必要があります。



外国人の著作物も我が国で保護されますか?

我が国はベルヌ条約及び万国著作権条約の両条約に加入していますので、こ れらの条約加盟国民の著作物、またはこれらの条約国で最初に発行された著作 物を保護する義務があります。

また、これらの条約により保護義務を負わない著作物であっても、我が国で 最初に発行された外国人の著作物については保護されます。

なお、従来まで条約関係がなかった国でも、TRIPS協定に加盟した国がいく つかあるため、これらの国の著作物については、我が国も保護義務があること に注意する必要があります。

現在、我が国と著作権の条約関係のない国にはどんな国がありますか? また、それらの国の著作物を利用する場合はどんな注意が必要ですか?

エチオピアやイランなどとは条約関係がないので、これらの国の著作権を保 護する義務はありません。ただし、これらの国の著作物でも、ほかの条約国又 は我が国で最初に発行されていれば、保護義務が生じるので注意が必要です。

なお、従来まで条約関係がなかった国でも、TRIPS協定に加盟した国がいく つかあるため、これらの国の著作物については、我が国も保護義務があること に注意する必要があります。

原則的保護期間が死後50年の国の著作物を我が国で保護する場合、死後70年保 護する必要がありますか?

我が国と当該国が条約による保護関係にあれば、我が国は当該国の著作物を 内国民待遇によって保護する必要があります。ただし、保護期間については、 相互主義によって、相手国の保護期間が我が国より短い場合は、相手国の保護 期間だけ保護すればよいことになっていますので、この場合我が国は当該国の 著作物を死後50年だけ保護すればよいことになります。

参考条文…著作権法第58条

7 著作物の正しい使い方は?

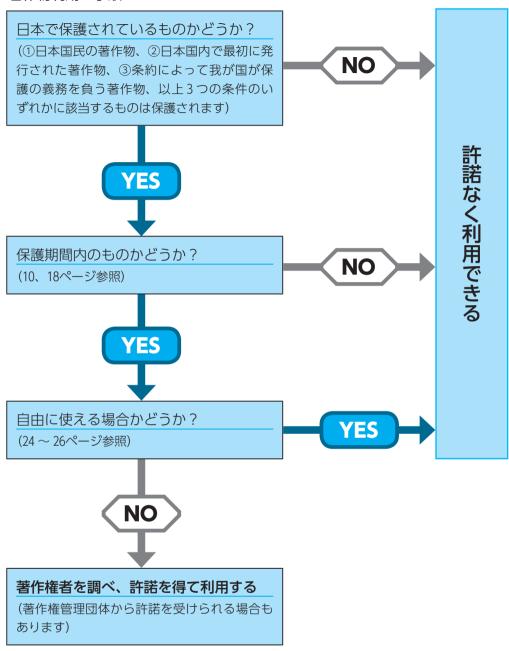
- 著作物の利用は手順に従って-

著作権に様々な権利の種類があることは、「著作者にはどんな権利がある?」の章 (6ページ参照)で説明しましたが、著作物を利用する場合は原則として著作権者の許諾が必要です。許諾が必要かどうかは右ページのような手順に従って調べてください。

参考条文…著作権法第63条の2



著作物利用の手順



著作物の利用にあたっては、できるだけ利用方法等を詳しく説明したうえで、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払方法などを確認しておく必要があります。



他人の著作物を出版する場合、どのような手続きが必要ですか?

A

他人の著作物を利用する場合には21ページで示した手順に従って許諾の必要性を調べた上で、必要ならば著作権者から許諾を得ることになります。出版についても同様ですが、ほかの出版社から別に出版されては困るという事情があるときは、著作権者から独占的な出版の許諾を得たり、出版権の設定を受けることができます。出版権の設定を受けた者は、その出版物を無断で出版した者に対して差止請求や損害賠償請求(31ページ参照)ができるなど、出版の許諾を得ただけの者より安定した地位に立つことができます。

参考条文…著作権法第79条~第88条



著作物の利用について不明なことがあるときの問い合わせ先を教えてください。

A

著作物を利用する際、具体的な疑問が生じた場合には、法律の専門家にご相談されるか、著作権関係団体に問い合わせされることをお薦めいたします。

所管官庁

文化庁著作権課 TEL03-5253-4111 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html

著作権全般

公益社団法人 著作権情報センター (CRIC) TEL03-5333-0393 (著作権相談室) TEL03-5309-2421 (事務局) 〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー 22階 http://www.cric.or.jp/

音楽

〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 https://www.jasrac.or.jp/

文芸

公益社団法人 日本文藝家協会 TEL03-3265-9658 〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町3-23 文藝春秋ビル新館5階 http://www.bungeika.or.jp/

脚本

協同組合 日本脚本家連盟 TEL03-3401-2304 〒106-0032 東京都港区六本木6-1-20 六本木電気ビル3階 http://www.writersguild.or.jp/ 協同組合 日本シナリオ作家協会 TEL03-3584-1901 〒107-0052 東京都港区赤坂5-4-16 シナリオ会館8階 http://www.j-writersguild.org/

レコード (CD等)

一般社団法人 日本レコード協会 (RIAJ) TEL03-5575-1304 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館9階 https://www.riaj.or.jp/

実演

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 (芸団協) 実演家著作隣接権センター (CPRA) TEL03-5353-6600 〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー 11階 https://cpra.jp/

放送

日本放送協会(NHK) TEL0570-066-066 〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1 https://www.nhk.or.jp/ 一般社団法人 日本民間放送連盟(JBA) TEL03-5213-7707 〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町3-23 https://j-ba.or.jp/

コンピュータ・ソフトウェア

ー般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) TEL03-5976-5175 〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5階 http://www2.accsjp.or.jp/

ビデオ・映画

一般社団法人 日本映像ソフト協会 (JVA) TEL03-3542-4433 〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2階 http://www.jva-net.or.jp/一般社団法人 日本映画製作者連盟 TEL03-3243-9100 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-17-12 日本橋ビルディング2階 http://eiren.org/株式会社 日本国際映画著作権協会 (JIMCA) TEL03-3265-1401 〒102-0082 東京都千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビル6階 http://www.jimca.co.jp/

出版

一般社団法人 日本書籍出版協会 (JBPA) TEL03-6273-7061 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル5階 http://www.jbpa.or.jp/ 一般社団法人 日本雑誌協会 (JMPA) TEL03-3291-0775 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル5階 https://www.j-magazine.or.jp/

出版物複写

公益社団法人 日本複製権センター (JRRC) TEL03-3401-2382 〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階 https://jrrc.or.jp/

美術

一般社団法人 日本美術家連盟 TEL03-3542-2581〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館5階 http://www.jaa-iaa.or.jp/

一般社団法人 日本美術著作権協会(JASPAR) TEL03-6226-5951 〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館6階

http://jaspar.or.jp/organization

写真

一般社団法人 日本写真著作権協会 (JPCA) TEL03-3221-6655 〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403 https://jpca.gr.jp/

8 著作物が自由に使える場合は?

- 定められた条件で自由利用 -

著作権法では、一定の場合に、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることを定めています。しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に決められています。なお、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されません。

自由に使える場合		
私的使用のための複製 (著作権法第30条)	自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要。コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要。私的使用目的のための複製であっても、違法著作物であることを知りながら音楽又は映像をインターネット上からダウンロードする行為は、権利制限の対象から除外される。	
付随対象著作物の利用 (著作権法第30条の2)	写真の撮影、録音、録画にあたって、撮影等の対象とする事物から分離することが困難なため、いわゆる「写り込み」の対象となる他の著作物(付随対象著作物)は、当該創作に伴って複製または翻案することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。	
検討の過程における利用 (著作権法第30条の3)	著作権者の許諾を得て、又は著作権法上の裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、その利用を検討する過程においては、必要と認められる限度で当該著作物を利用することができる。	
著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用 (著作権法第30条の4)	著作物の利用に関する技術(録音、録画技術等)の開発や実用化のための試験に用いる場合、情報解析の用に供する場合、人の知覚による認識を伴うことなくコンピュータによる情報処理の過程その他の利用に供する場合など、著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合に著作物を利用できる。	
図書館等における複製等 (著作権法第31条)	法令で定められた図書館などに限り、利用者に対し複製物の提供を行うことができる。国立国会図書館においては、所蔵資料の劣化や損傷を避けるため、デジタル複製することができる。また、絶版等の理由で一般に入手することが困難な資料をデジタル複製し、その複製物を用いて図書館等へ自動公衆送信を行うことができる。	
引用 (著作権法第32条)	引用の目的上正当な範囲内で自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。 国・地方公共団体等が一般に周知させることを目的とし発行した広報資料等は、転載禁止の表示がされていない限り、説明の材料として新聞・雑誌その他の刊行物に転載できる。	

教科用図書等への掲載 (著作権法第33条)	学校教育の目的上必要と認められる限度で著作物を教科書に掲載できる。 ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。
教科用図書代替教材への掲 載等(著作権法第33条の2)	教科書をデジタル化したデジタル教科書においても前項同様に掲載できる。ただし、教科書用図書発行者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。
教科用拡大図書等の作成の ための複製等 (著作権法第33条の3)	教科書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により、 教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の 用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等を拡大その他 必要な方法により複製することができる。ただし、営利目的で当該拡大教 科書を販売する場合には、著作権者への一定の補償金の支払いが必要。
学校教育番組の放送等 (著作権法第34条)	学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校教育番組用の教材に著作物を掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。
学校その他の教育機関における複製等 (著作権法第35条)	教育を担任する者及び授業を受ける者は、授業の過程で利用するために著作物を複製し、公衆送信や公の伝達をすることができる。 ※ただし、公衆送信(遠隔授業のための同時配信を除く)を行う場合には、教育機関の設置者は一定の補償金の支払いが必要(2018年改正著作権法の公布日(2018年5月25日)から3年以内に施行)。
試験問題としての複製等 (著作権法第36条)	入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、営利目的のための利用は、著作権者への一定の補償金の支払いが必要。
視覚障害者等のための複製 等(著作権法第37条)	公表された著作物を点字によって複製することができる。また、パソコンによる点字データの保守やネットワーク通信による送信ができる。 視覚障害者その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物で、かつ、視覚により表現が認識される方式で公衆に提供されている著作物を、視覚障害者等が必要と認められる限度や方式により複製し、又は公衆送信することができる。
聴覚障害者等のための複製 等(著作権法第37条の2)	聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害がある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物で、かつ、聴覚により表現が認識される方式で公衆に提供されている著作物を、聴覚障害者等が必要と認められる限度や方式により複製し、又は自動公衆送信することができる。
営利を目的としない上演等 (著作権法第38条)	営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、著作物の上演・演奏・上映・□述(朗読)などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。
時事問題に関する論説の転 載等 (著作権法第39条)	新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載禁止の表示がなければ、ほかの新聞、雑誌に掲載したり、放送したりできる。
政治上の演説等の利用 (著作権法第40条)	公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、同一の 著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。
時事の事件の報道のための 利用(著作権法第41条)	時事の事件報道の場合は、事件を構成し、又は事件の過程で見聞きされる 著作物を利用できる(名画の盗難事件を報道するためにその絵の写真を新聞に載せるような場合など)。
裁判手続等における複製 (著作権法第42条)	裁判の手続きのためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合もしくは特許、意匠、商標、実用新案、薬事に関する審査等の手続きのために、著作物を複製することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

行政機関情報公開法等による開示のための利用 (著作権法第42条の2)	行政機関情報公開法や情報公開条例により開示する場合には、著作物を複製したり、再生したりすることができる。
公文書管理法等による保存 等のための利用 (著作権法第42条の3)	国立公文書館の館長等は、公文書管理法や公文書管理条例により歴史公文書等の保存を目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。また、著作物を公衆に提供し、又は提示を目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。
国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製(著作権法第43条)	国立国会図書館館長は、インターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館で使用するための記録媒体に記録することができる。また、国立国会図書館の求めに応じてインターネット資料等を提供する場合には、必要と認められる限度において、複製することができる。
放送事業者等による一時的 固定(著作権法第44条)	放送事業者などは、放送のための手段として著作物を一時的に固定することができる。
美術の著作物等の原作品の 所有者による展示 (著作権法第45条)	美術の著作物又は写真の著作物などの原作品の所有者は、その原作品を展示することができる。
公開の美術の著作物等の利 用(著作権法第46条)	建築物や公園にある銅像などは写真撮影したり、テレビ放送したりすることができる。
美術の著作物等の展示に伴 う複製等 (著作権法第47条)	美術又は写真の著作物の原作品による展覧会の開催者は、観覧者のための解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載し、上映し、自動公衆送信することができる。展示者等は、展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するため、展示著作物を複製し、公衆送信することができる。
美術の著作物等の譲渡等の 申出に伴う複製等 (著作権法第47条の2)	インターネットオークション等で美術品や写真を出品する際、商品紹介のための画像掲載について、著作権者の利益を不当に害しないための政令で定める措置を講じることを条件に、著作物を複製・自動公衆送信することができる。
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (著作権法第47条の3)	プログラムの複製物の所有者は、自らコンピュータで実行するために必要と認められる限度において、プログラムを複製することができる。
電子計算機における著作物 の利用に付随する利用等 (著作権法第47条の4)	コンピュータ記録におけるキャッシュのための複製、サーバ管理者による 送信障害防止のための複製、ネットワークでの情報提供準備に必要な情報 処理のための複製など、コンピュータを円滑に利用することを目的とする 場合は、必要と認められる限度において利用できる。また、内蔵する機器 の保守・修理を行う場合、記録されている著作物のバックアップのために 一時的に複製することができる。
	所在検索サービス、情報解析サービス、その他政令で定めるサービスを行う者は、必要と認められる限度において、情報処理の結果の提供に付随して、軽微な利用を行うことができる。
翻訳、翻案等による利用 (著作権法第47条の6)	私的使用のための複製、教科書への掲載、学校教育番組の放送、学校における複製、視聴覚障害者のための複製等に該当する場合には、当該著作物の利用のみならず、その翻訳、編曲、変形、翻案としての利用も同様に行うことができる。
	うことができる。



他人の著作物を引用するときの注意点を教えてください。

A

「引用」とは、例えば論文執筆の際、自説を補強するため、他人の論文の一部分をひいてきたりするなどして、自分の著作物の中に他人の著作物を利用することをいいます。この場合、著作権者の許諾なしにその著作物を利用することができますが、「引用」といえるためには、「引用の目的上正当な範囲内」で行われるものであり、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・すでに公表されている著作物であること
- ・「公正な慣行」に合致すること
- ・報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- ・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- ・カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- ・引用を行う「必然性」があること
- ・「出所の明示」が必要(コピー以外はその慣行があるとき)

参考条文…著作権法第32条、第48条



授業で使うためなら自由に著作物を複製してもいいのですか?

A

学校において、授業で使うことを目的とする場合、教育を担任する人及び授業を受ける人は、必要と認められる限度で著作物を複製することが認められています。しかし、著作物の種類、用途、複製の部数や態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、認められません。例えば、学校向けのワークブックやドリルなどは、もともと授業で使用することを目的として作成されたものですから、それを複製して授業で使用することは許されません。

参考条文…著作権法第35条



屋外に公開されている美術の著作物等で権利者の許諾を得て利用しなければならないのはどのような場合ですか?

A

- ①彫刻を彫刻として増製し、又はそれを公衆に譲渡する場合
- ②建築の著作物を建築として複製し、又はそれを公衆に譲渡する場合
- ③屋外に恒常的に設置するために複製する場合
- ④もっぱら販売目的で美術の著作物を複製し、又はそれを販売する場合

参考条文…著作権法第46条

障害者のために著作物を自由に利用できるケースはどのような場合ですか?

A

視覚障害者等の利用に供するため、公表された著作物を点字により複製することができるほか、コンピュータに記録、または公衆送信することができます。また、障害者の情報格差を解消していく必要性から、対象者や利用の範囲等が次のとおり拡大されました。

[視覚障害者関係]

障害の種類……視覚障害や発達障害、色覚障害など、視覚による表現の認識が困難な者

複製できる主体……点字図書館等に加えて、公共図書館でも可能

認められる行為……拡大図書やデジタル録音図書など、視覚障害者等が必要と する方式での複製、または公衆送信

〔聴覚障害者関係〕

著作物の範囲……聴覚で表現が認識できる公表された著作物(映画も対象)

障害の種類…………聴覚障害や発達障害、難聴など、聴覚による表現の認識に 障害のある者

複製できる主体……公共図書館でも可能

認められる行為……文字放送や字幕・手話の付加、字幕入り映画の貸出など、 聴覚障害者等が必要とする方式での複製など

参考条文…著作権法第37条、第37条の2

Q

インターネットによる情報検索サービスを行う上で、さまざまな著作物の複製 が行われていますが問題はありませんか?

A

かつては、インターネット情報検索サービス事業者による、公開された情報の収集や整理、表示用データの蓄積、情報の提供などの行為が、複製権や公衆送信権の侵害ではないかとの指摘がありました。しかし、このことが将来におけるインターネット情報社会の萎縮要因にもなりかねないとの懸念から、当該サービスを提供する目的のために必要と認められる限度において、権利者の許諾を得ることなくこれらの行為が自由にできるようになりました。

なお、複製等ができるのは、「送信可能化された著作物」であり、収集を禁止する旨の措置を講じた情報は収集しないこと、及び送信可能化することで著作権を侵害することが判明した場合は、速やかにその提供を停止すること、等が条件になっています。

参考条文…著作権法第47条の5

Q

インターネットオークションサイトには出品された商品の画像が掲載されていますが、これは複製権、公衆送信権の侵害になりませんか?

A

美術の著作物や写真の著作物をインターネットオークションで販売する場合、権利者の許諾を得ることなく商品の画像を掲載することができます。

インターネットオークションでは、購入希望者が現物を手にとって見ることができないことから、ネット上で商品を紹介するための画像の掲載が不可欠です。そのため、美術の著作物や写真の著作物を適法に譲渡・貸与する場合、画像のサイズを小さくしたり、一定以下の画素数にするなどの措置を講じることを条件にこれらの行為が自由にできるようになりました。

参考条文…著作権法第47条の2



Q

図書館で資料の複製が認められるのはどのような場合ですか?

A

複製が認められる図書館は、公共図書館や大学図書館など、一般の利用に供する政令で定められた施設に限定されており、営利目的ではない事業の範囲内で所蔵する資料をコピーすることが認められています。

なお、複製に際しては、①利用者の求めに応じて行うこと、②利用者の調査、研究目的であること、③原則として公表された著作物の一部分であること、④ 1利用者につき 1 部の提供であること、等が条件になります。

また、わが国で発行されるすべての書籍等を網羅的に収集し、その資料自体の保存が大きな使命となっている国立国会図書館においては、所蔵資料の劣化、損傷に対応するため、出版物の納本後デジタル複製することが認められています。さらに、絶版等の理由で一般に入手することが困難な資料をデジタル複製し、その複製物を用いて自動公衆送信を行うことができます。

参考条文…著作権法第31条



9

著作物を無断で使うと? 9

- 著作権侵害・罰則などー

権利の侵害

著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断で利用すれば、著作権侵害 となります。ただし、許諾なく使える場合($24 \sim 26$ ページ参照)に該当するときは、 無断で利用しても著作権侵害にはなりません。

また、著作者に無断で著作物の内容や題号を改変したり、著作者が匿名を希望し ているのに著作物に勝手に本名をつけて発行したりすれば、著作者人格権侵害とな ります。

さらに、無晰複製物であることを知っていながら当該複製物を頒布(有償か無償 かを問わず、複製物を公衆に譲渡・貸与することをいう)したり、頒布の目的で所 持する行為や、著作物に付された権利者の情報や利用許諾の条件等の権利管理情報 を故意に改変する行為なども権利侵害となります。

①民事上の請求

上記のような権利侵害の事実があるときは、権利者は侵害をした者に対し、次の ような請求をすることができます。

- a. 侵害行為の差止請求
- b. 損害賠償の請求
- c. 不当利得の返還請求
- d. 名誉回復などの措置の請求

こうした請求に当事者間で争いがある場合には、最終的には裁判所に訴えて判断 してもらうことになります。

(2)罰則

著作権侵害は犯罪であり、被害者である著作権者が告訴することで侵害者を処罰 することができます(親告罪。一部を除く)。著作権、出版権、著作隣接権の侵害は、 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、著作者人格権、実演家人格権の侵害など は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金などが定められています。

また、法人などが著作権等(著作者人格権を除く)を侵害した場合は、3億円以 下の罰金となります。

さらに、私的使用目的であっても、無断でアップロードされていることを知って いて、かつダウンロードする著作物等が有償で提供・提示されていることを知って いた場合、そのサイトから自動公衆送信でデジタル録音・録画を行うと、2年以下 の懲役若しくは200万円以下の罰金が科せられます。

なお、「懲役刑」と「罰金刑」は併科されることがあります。

- 業務上コピーするのですが、そのコピーを必要とするのは、私一人だけで、コピーも一部しかとりません。私的使用のための複製とはいえませんか?
- A たとえ使うのが個人であっても、業務用にコピーする場合は、私的使用のための複製とはなりません。
- 個人的に使うためであれば、コピー機やダビング機を設置している店でコピーしてもいいのですか?

A 著作権者に無断で行うことはできません。確かに私的使用のための複製は認められていますが、公衆の使用に供されるダビング機器を用いて複製する場合は、たとえ、私的使用目的であっても無断で複製はできないこととなっています。ただし、「文書又は図画」に限っては、コンビニなどの公共のコピー機で複製することは当分の間、認められることになっています。

参考条文…著作権法第30条第1項第1号、同法附則第5条の2

- 著作権者の所在が不明で許諾が得られない場合には、無断で著作物を使用してもいいですか?
- A いけません。著作権法では、著作権者が不明の場合に、著作権者の許諾に代えて文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用できる制度(裁定制度)があります。これは著作権者ばかりでなく、例えば、放送番組の出演者(実演家)等の著作隣接権者にも認められており、権利者捜しのための「相当の努力」をした上で、裁定制度の申請を行い、あらかじめ担保金を供託すれば、著作物を利用することができます。

裁定制度の詳しい内容については、文化庁のホームページ(http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/)をご覧ください。

公益社団法人著作権情報センター (CRIC) では、「相当の努力」の1つの方法として、著作物等を利用したいが、権利者(著作権者・著作隣接権者)が不明等により、権利者に連絡することができない方のための「権利者捜し」の広告スペースをHP上に提供しています(有料)。

参考条文…著作権法第67条~第70条、第103条

著作権情報センターでは、一般の方々に著作権について正しく理解していただく ため、専門の相談員による電話相談を受け付けています (無料)。

著作権相談室

毎週月~金曜日(祝祭日、当センターの休業日を除く) 午前10時~正午および午後1時~4時 電話 03-5333-0393

はじめての著作権講座 著作権って何?

2019年6月改訂発行

発行者

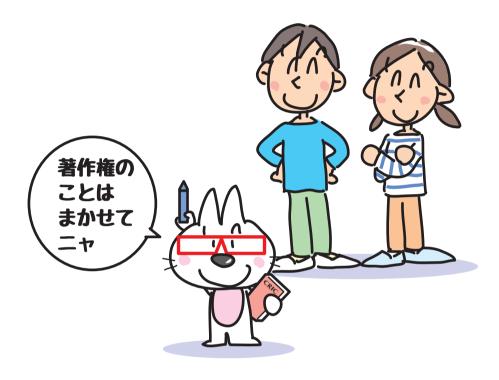
公益社団法人 著作権情報センター
COPYRIGHT RESEARCH AND INFORMATION CENTER (CRIC)
〒164-0012 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 22階
TEL 03-5309-2421 FAX 03-5354-6435

印刷・製本 日本フィニッシュ株式会社

(非売品)

この資料は、一般社団法人私的録画補償金管理協会からの寄付金により設立した、特定資産「公益目的事業基金資産」をもとに発行しています。

本資料を転載するなどして利用したいときは、当センター業務部までお問い合わせください。



CRIC

COPYRIGHT RESEARCH AND INFORMATION CENTER



